

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 4 号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第 5 条 法第 4 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる車両は、法第 4 条第 1 項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 道路標識等による法第 45 条第 1 項の規定による駐車禁止の規制並びに法第 49 条の 2 第 2 項及び第 4 項の規定による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が、車両の通行を禁止している道路の区間内にある場合には、法第 8 条第 2 項の規定に基づく許可を受けている場合に限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 児童福祉法第 21 条の 9 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患のうち色素性乾皮症の患者が現に使用する車両であって、公安委員会が交付する標章（様式第 1 号の 2）（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。）を掲出しているもの</p> <p>エ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第 10 条の 2 の 8 [略]</p> <p>2 前項の職員が滞納処分を行うときは、<u>放置違反金滞納処分吏員証</u>（様式第 5 号の 2 の 10）を携帯し、これを提示しなければならない。</p> <p>(納付命令の取消し等)</p> <p>第 10 条の 2 の 9 法第 51 条の 4 第 17 項の規定による納付命令の取消し及び当該納付命令に係る放置違反金等に相当する金額の還付に係る通知は、<u>納付命令取消・還付通知書</u>（様式第 5 号の 2 の 11）により行う。</p> <p>別表第 2（第 12 条の 2 関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>種 類</th><th>路線名</th><th>区 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般国道</td><td>4 号</td><td>一関市真柴字武奈沢地内宮城県境から</td></tr></tbody></table>	種 類	路線名	区 間	[略]			一般国道	4 号	一関市真柴字武奈沢地内宮城県境から	<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第 5 条 法第 4 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる車両は、法第 4 条第 1 項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 道路標識等による法第 45 条第 1 項の規定による駐車禁止の規制並びに法第 49 条の 2 第 2 項及び第 4 項の規定による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が、車両の通行を禁止している道路の区間内にある場合には、法第 8 条第 2 項の規定に基づく許可を受けている場合に限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患のうち色素性乾皮症の患者が現に使用する車両であって、公安委員会が交付する標章（様式第 1 号の 2）（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。）を掲出しているもの</p> <p>エ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第 10 条の 2 の 8 [略]</p> <p>2 前項の職員が滞納処分を行うときは、<u>放置違反金滞納処分職員証</u>（様式第 5 号の 2 の 10）を携帯し、これを提示しなければならない。</p> <p>(納付命令の取消し等)</p> <p>第 10 条の 2 の 9 法第 51 条の 4 第 17 項の規定による納付命令の取消し及び当該納付命令に係る放置違反金等に相当する金額の還付に係る通知は、<u>放置違反金納付命令取消・還付通知書</u>（様式第 5 号の 2 の 11）により行う。</p> <p>別表第 2（第 12 条の 2 関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>種 類</th><th>路線名</th><th>区 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般国道</td><td>4 号</td><td>一関市真柴字武奈沢地内宮城県境から</td></tr></tbody></table>	種 類	路線名	区 間	[略]			一般国道	4 号	一関市真柴字武奈沢地内宮城県境から
種 類	路線名	区 間																	
[略]																			
一般国道	4 号	一関市真柴字武奈沢地内宮城県境から																	
種 類	路線名	区 間																	
[略]																			
一般国道	4 号	一関市真柴字武奈沢地内宮城県境から																	

	二戸市釜沢字山道地内青森県境まで
	盛岡市玉山区洪民字大前田72番から芋田字下武道3番1まで
45号	陸前高田市気仙町字土手影148番1から大船渡市立根町字細野15番1まで 大船渡市大船渡町字鷹頭9番1から三陸町越喜来字所通48番1まで
46号	盛岡市上田三丁目2番の1から岩手郡雫石町大字橋場字竜川山地内秋田県境まで
107号	北上市北鬼柳18地割2番1地先から和賀町横川目11地割208番4地先まで
282号	[略]
[略]	

様式第5号の2の10（第10条の2の8関係）

(表)

[略]
放置違反金滞納処分吏員証
[略]

備考 [略]

	二戸市釜沢字山道地内青森県境まで
	奥州市水沢区東中通二丁目115番1から佐倉河字白井坂35番1まで
	花巻市高木第22地割12番1から西宮野目第11地割88番1まで
	盛岡市玉山区洪民字大前田72番から芋田字下武道3番1まで
45号	陸前高田市気仙町字福伏103番1から大船渡市三陸町越喜来字所通48番1まで 下閉伊郡山田町船越第2地割30番47から山田第1地割11番1まで 下閉伊郡田野畑村南大芦52番3から南大芦48番1まで 久慈市長内町第17地割130番29から九戸郡洋野町種市第42地割田の端1番1まで
46号	盛岡市上田三丁目2番の1から岩手郡雫石町大字橋場字竜川山地内秋田県境まで 盛岡市本宮字泉屋敷54番から上厨川第13地割字前湯71番5まで
106号	宮古市新川町91番2地先から盛岡市茶畑一丁目19番1地先まで
107号	大船渡市盛町字権現堂1番2地先から北上市有田町211番1地先まで 北上市北鬼柳18地割2番1地先から和賀町横川目11地割208番4地先まで
282号	[略]
283号	遠野市松崎町白岩15地割10番19地先から宮守町下鱒沢16地割12番1地先まで 遠野市宮守町下鱒沢22地割44番11地先から花巻市高田440番10地先まで 釜石市甲子町第7地割154番5から遠野市上郷平野原第3地割20番2まで
[略]	

様式第5号の2の10（第10条の2の8関係）

(表)

[略]
放置違反金滞納処分職員証
[略]

備考 [略]

(裏)

1 この吏員証は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定による放置違反金等の滞納処分の執行のため、財産の差押えを行うとき又は財産の差押えに関する調査のため質問し、若しくは検査を行うときに携帯するものとする。

2 この吏員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

[略]

(裏)

1 この職員証は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定による放置違反金等の滞納処分の執行のため、財産の差押えを行うとき又は財産の差押えに関する調査のため質問し、若しくは検査を行うときに携帯するものとする。

2 この職員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。